

13 視能訓練士*¹

南雲 幹*²

1. 視能訓練士とは

1971年に視能訓練士法が制定され、視能訓練士が眼科領域における専門技術者として正式に認められてから50年目を迎える。国家資格化された当初は、視能矯正（主に斜視・弱視に関する視機能検査やその訓練）を主な業務としていたが、1993年の法改正後、視能矯正分野に加え、さらに多くの眼科検査ができるようになった。また、眼科診療や画像診断検査による診断技術の進歩に伴い、業務は視能矯正のほか広範な眼科一般検査が大きな割合となってきた。近年では、治療を施しても視覚に障害がある患者に対して、視能に関する専門職としての特性を活かし、ロービジョンケア（視覚障害が原因で日常生活に何らかの支障を来している人に対する視覚リハビリテーション）に取り組む視能訓練士が増加している。

2. 有資格者数と従事する勤務場所

法制化された1971年に121名の視能訓練士が誕生し、その後、養成施設の増加に伴い2020年12月における有資格者は16,982名となっている。ここ数年、有資格者は年間約800名ずつ増加しており、将来も同様に増加していくことが予測される。2018年に厚生労働省が実施した「医師・歯科医師・薬剤師調査」では、全国の眼科医は13,323名と報告されている。眼科医1名に対し視能訓練士2名は必要であるといわれており、まだ有資格者数は不足しているのが現状である。

男女比に関しては、法制化当初は養成対象が女性に限られていたため、現在も圧倒的に女性

が多い。公益社団法人日本視能訓練士協会（以下、日本視能訓練士協会）の正会員（2021年9月現在、正会員数6,692名）の比率では、男性16.3%、女性83.7%となっているが、現在養成施設は男女共学が主流であり、男性の割合は徐々に増加していくであろう。

2020年の調査報告¹⁾では、日本視能訓練士協会会員の勤務場所は、「眼科診療所」の割合が最も多く、36.6%であった。その割合は増加傾向を示している。さらに、「国立医療機関」「国立大学法人」「視能訓練士の養成施設」はわずかながら増加傾向にあり、これに対し「公立医療機関」「準公立病院・診療所」に勤務する割合は減少傾向にある。

3. 視能訓練士の役割と従事する業務内容

現在、視能訓練士が行う業務分野は、視力検査や視野検査、画像診断検査等の多岐にわたる視機能検査を行う眼科一般分野、斜視や弱視に対しての視能矯正訓練を行う分野、三歳児や中高年の視機能スクリーニングを行う集団検診分野、視覚障害がある者に対する拡大鏡・拡大読書器などの補助具を用いたロービジョンケア及びリハビリ指導の4分野に大きく分けることができる。

近年、健康寿命を延ばし「QOL（生活の質）を高める」ことが医療に求められており、単なる視機能の向上や維持するだけの治療ではなく、できる限り、快適な視生活を送ることができる「QOV（視覚の質）の向上」が眼科診療に求められている。現在、視覚障害手帳を取得している視覚障害者のうち63.5%を65歳以上が占めており²⁾、視覚障害を持ったまま高齢化する患者は今後ますます増加していくであろう。QOLの維持・向上からも、視能訓練士の業務の中で

*¹ Certified Orthoptist

*² Miki Nagumo 井上眼科病院

視覚障害者へのロービジョンケアの役割は一層、重要性が増していくと考える。また、医療政策の一つである「医師の働き方改革（医師の過重労働時間短縮など）」に伴い、医師から医療職への業務のタスクシフティング及び医療職間の業務のシェアリングが推進されることから、将来、視能訓練士を含む医療職全体の業務範囲も改革されていく可能性が高く、視能訓練士の専門性、能力を活かした業務拡大の検討が望まれている。

4. 関連法制度及び文部科学省と厚生労働省の役割

先に述べたように1971年に視能訓練士法が法制化され、専門職としての身分が確立した。視能訓練士法は「視能訓練士」の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的に制定された。

法第2条で「医師の指示の下に両眼視機能に障害のある者にその機能回復のための矯正訓練

及びこれに必要な検査を業とする者」と定義されている。医療技術の進歩に伴い、医療関係者間の効率のかつ適正な役割分担を図る観点から1993年に法改正が行われ、業務として「人体に及ぼす影響の程度が高くない眼科検査」が追加され、業務内容の拡充がなされた。現在、視能訓練士は「診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査ならびに眼科検査を行うことを業とすることができる（法第17条第2項）」医療技術者とされている³⁾。

視能訓練士の養成において大学教育過程は文部科学省管轄の下、学校教育法に基づき行われ、専門学校の教育課程は厚生労働省令で定められている。

視能訓練士国家試験の受験資格は、文部科学大臣が指定した学校、または厚生労働大臣が指定した養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得とした者、あるいは外国の視能訓練に関する学校、もしくは養成所を卒業し、または外国で視能訓練士に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が上述した国内の学

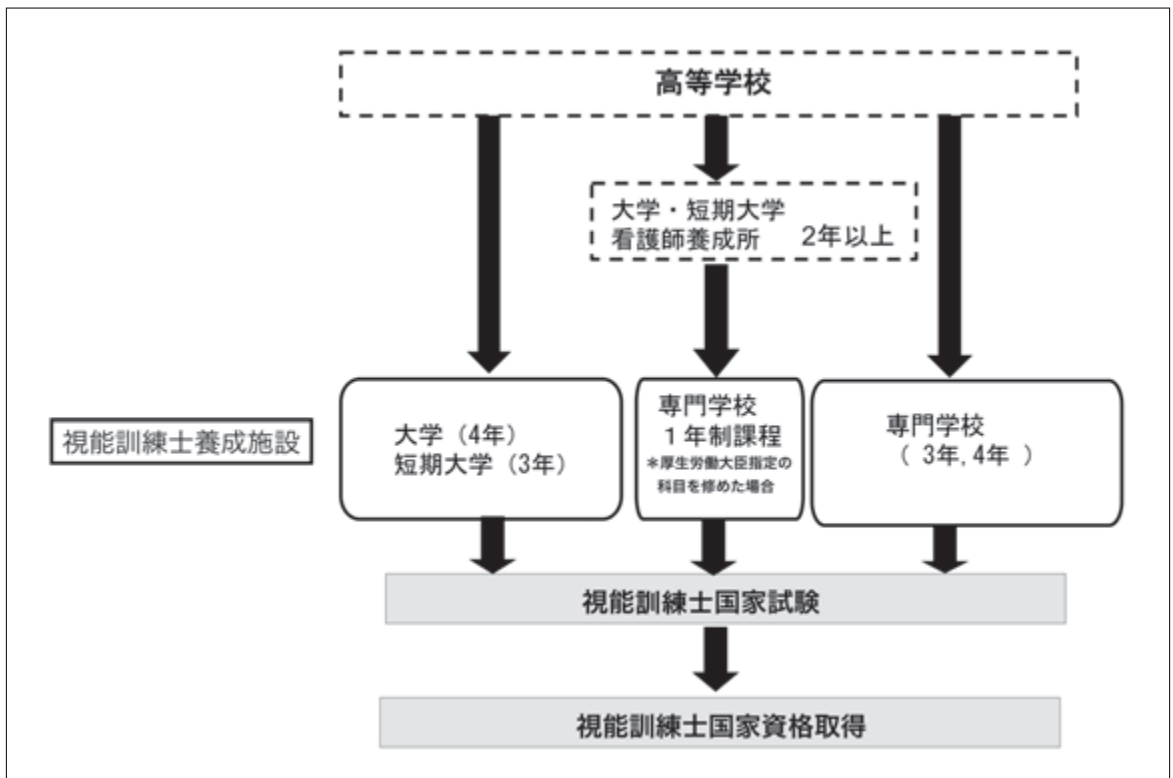


図1 国家資格取得までの流れ

校、または養成所で学んだ者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者に与えられる。

5. 卒前教育（図1）

2021年9月現在、全国に17校の専門学校、短大1校、10校の大学（うち6校に大学院・修士課程設置）が開設され、大学教育としての視覚機能・視能矯正学も確立されている。修業体系と期間は4年制の大学、高卒後3年あるいは4年制の短大や専門学校、または大学等で2年以上修業した者に対する1年制と様々である。1997年度以降には厚生労働省において医療職種全般の教育カリキュラム大綱化が順次進められ、視能訓練士教育は2002年4月に改正が行われた。この教育カリキュラムでは、視覚（視能）の専門性を高める知識と技術を習得し、資質向上を図るとともに視能矯正・視能訓練学の学問的確立を目指すことが目的とされた⁴⁾。その後、約17年ぶりに視能訓練士の学校養成施設指定規則の見直しを行うため、2021年9月から厚生労働省にて「視能訓練士学校養成所カリキュラ

ム等改善検討会」が開催されている。視能訓練士を取り巻く環境の変化に合わせ、社会からも求められる教育内容とするため、その内容及び単位数の見直しに関する事項などが検討されている。臨地実習に関しても社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革に対応したものとなるよう、実施すべき範囲を医療のみならず保健、福祉、介護、特に特別支援学校などへ広げる予定である。

6. 卒後教育

～生涯教育制度及び認定制度（図2）

卒後教育として、日本視能訓練士協会では2006年に生涯教育制度を設けて推進している。この制度には2021年9月現在、正会員の62.3%が登録している。

カリキュラムは、臨床で必要とされる知識・技術と最新医療情報を初心者から経験を積んだ者まで系統立てて学習し、問題解決能力が向上するように構築されている。

制度は3段階制となっており、1) 免許取得後

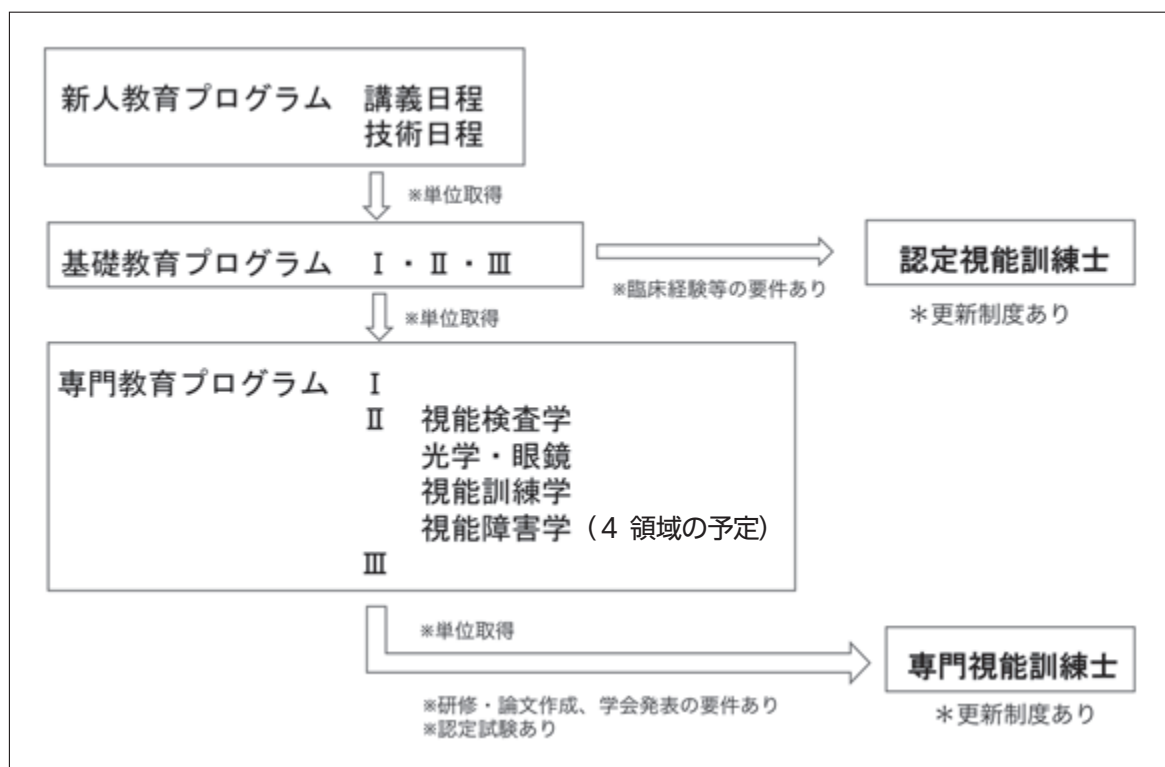


図2 生涯教育制度

すぐに開始できる「新人教育プログラム」, 2) 新人教育プログラム修了者または新人教育プログラム免除者が受講できる「基礎教育プログラムⅠ, Ⅱ, Ⅲ」, 3) 基礎教育プログラムを修了した者が受講可能となる「専門教育プログラムⅠ, Ⅱ, Ⅲ」で構成されている。最終段階である専門教育プログラムは2017年度からカリキュラムが開始された。

基礎教育プログラム修了者で一定の臨床経験を持つ者は「認定視能訓練士」(更新制)の称号を取得することができる⁵⁾。認定視能訓練士は2021年9月で809名となっている。

専門教育プログラムを修了し、研修や論文作成、学会発表などの条件を満たし認定試験に合格したものは、「視能訓練学」「視能障害学」「光学・眼鏡」「視能検査学」のそれぞれの専門領域で「専門視能訓練士」(更新制)の称号を取得できるように検討を進めている。臨床・教育・研究の分野においてリーダーとしての活躍が期待される。

変化する医療界で生き残るためには視能訓練士が視機能の専門職として独自性、専門性を磨く必要がある。卒前、卒後教育が連携し、豊かな人間性と高度な専門性、チーム医療の中での実践力、広い視野や探究心を備えた人材となるよう、切磋琢磨しなければならないことは言うまでもない。

7. 教育についての課題

学生の教育は臨床側と養成側の共通する課題であるが、養成施設での教員の絶対数の不足に加えて養成施設の数に対し臨地実習を受け入れる医療施設や指導者の不足は深刻な問題であり、教員の養成及び臨地実習での指導者育成も早急に検討しなければならない。また養成教育での教育内容と教育目標、必要単位数は視能訓練士養成所指定規則および指導ガイドラインに定められ、5.で記したように今後、一部改定されるが、修得された知識や技術などの水準は養成施設によってばらつきが見られる。臨床現場で求められる視能訓練士の質の保証に関して、養成施設と臨床現場とが共通の方針や考えを持ち、教育水準を一定に保つ必要があると考える。

■文 献

- 1) 視能訓練士実態調査報告 2020 年, 公益社団法人日本視能訓練士協会, 東京, 2021, p.14
- 2) 長屋祥子. 特集 高齢者における眼科疾患の新たな展開. 老年医学 2016; 54 (2): 163-5.
- 3) 視能訓練士法, 医療六法 (平成 27 年度版), 医療六法編集委員会編, 中央法規出版, 東京, 2015, p.2225-49.
- 4) 田淵昭雄・他. Ⅷ 眼科診療と視能訓練士 3 眼科診療と視能訓練士教育の乖離 視能訓練士学校教育 眼科プラクティクス 2009; 29: 215-24.
- 5) 根本加代子. 眼科医とコメディカル—視能訓練士の卒後教育—. 日本の眼科 2015; 86 (10): 17-26.